



国土動第 125 号
国住マ第 52 号
平成 31 年 3 月 15 日

公益社団法人全日本不動産協会理事長 殿

国土交通省土地・建設産業局長



国土交通省住宅局長

住宅宿泊事業法施行要領（ガイドライン）の改正について

民泊サービスの適正な運営を確保しつつ、健全な民泊の普及を図ることを目的とした住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）が平成 30 年 6 月 15 日に施行され、運用がなされているところである。

今般、住宅宿泊事業法施行規則（平成 29 年厚生労働省・国土交通省令第 2 号）が改正されたこと等に伴い、住宅宿泊事業法施行要領（ガイドライン）を改正したので、別添のとおり通知する。については、貴協会傘下会員に対し、周知徹底させるようよろしく取り計らわれない。